徳島県規制改革会議設置要綱

(設置)

第1条 徳島県における規制改革の推進に関して、一般県民や県内団体からの 提案等に基づく地域ニーズを把握し、徳島県に対して必要な規制緩和等に 関する効果的な助言を行うため、徳島県規制改革会議(以下「規制改革会 議」)を設置する。

(所堂事務)

- 第2条 規制改革会議は、次に掲げる事項について検討を行う。
 - (1) 規制等のあり方に関すること。
 - (2) その他規制改革の推進に関すること。

(会議の組織及び運営)

- 第3条 規制改革会議は、次の者をもって構成するものとする。
 - (1) 徳島文理大学総合政策学部教授
 - (2) 徳島大学理事
 - (3)四国大学短期大学部教授
 - (4) 徳島県商工会議所青年部連合会会長
 - (5) 徳島県商工会青年部連合会会長
 - (6) 徳島県中小企業青年中央会会長
 - (7) 徳島青年会議所理事長
 - (8) 徳島県総合計画審議会委員
 - (9) 一般社団法人キラニコ代表理事
- (10) 徳島県消費者団体連絡会会長
- 2 委員は、知事が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

- 第5条 規制改革会議に委員長職として、座長を置くものとする。
- 2 座長は、規制改革会議を代表し、会務を統括する。

(運営及び会議)

- 第6条 規制改革会議は、座長の指示により事務局が招集する。
- 2 座長が必要と判断した場合、委員以外のものを会議に参加させることが できる。

(設置期間)

第7条 規制改革会議は、設置の目的を達成したときに解散する。

(事務局)

第8条 規制改革会議の事務局は、徳島県政策創造部地方創生局とくしまぐ らし応援課学び・働き創造室に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、規制改革会議の運営に必要な事項は、 座長が規制改革会議に諮って定めるものとする。

附則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。